

# 無届伐採は違法です！

## 森林を伐採する前に市へ届け出を してください

森林を伐採する場合には、森林法（第10条の8）の規定により、あらかじめ市に伐採届を提出していただく必要があります。森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有していますが、無秩序に伐採すると、森林が持つこれらの機能が失われ、災害の発生につながるなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼしかねません。このため、森林の伐採及び伐採後の造林が適切に行われるよう届け出をしていただくこととなっています。



### 届出様式：

◆森林所有者から立木を買い受けた者がその伐採を行う場合は、当該立木の買受人と森林所有者が連名で届け出を行います。

☑届出の対象となる森林：  
県が定める地域森林計画の対象となっている私有林  
※市で確認できますので、農林水産部林務課または各振興事務所振興課にお問い合わせください。

### 提出先：

農林水産部林務課または各振興事務所振興課  
◆この届け出が不要な場合：  
保安林及び保安施設地区、森林経営計画対象森林の区域内の森林を伐採する場合（別途、許可申請若しくは関係法令に基づく届け出が必要です）

☑提出期間：  
伐採を開始する日の90日前から30日前までの期間

### 皆伐を行う場合：

「郡上市皆伐実施ガイドライン」(※)を守ってください。  
●別途「郡上市皆伐実施ガイドライン」に基づく「皆伐作業計画書」及び「チェックリスト」の提出が必要です。（対象1ha以上）

### 郡上市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、皆伐に 適さない箇所や、皆伐する 際に気を付けていただきたい ことなどをまとめた「郡上市 皆伐実施ガイドライン」を定 めています。森林所有者と伐 採事業者のみなさんは、この ガイドラインに沿った皆伐の 計画、実施を行うようお願い します。ガイドラインの詳細

### 1ha以下の開発を行う場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市に提出してください。また、関係する法令等を遵守するとともに、土砂流出防止や排水処理等の対策を実施するようにしてください。



### 森林の開発を行う場合は 次の事項にも留意ください

については、お問い合わせいただくか、市の林務課のホームページをご覧ください。

### 水害の防止：

下流地域において水害を発生させるおそれはないか  
☑水資源の確保：  
水の確保に著しい支障を及ぼすおそれはないか  
☑環境の保全：  
周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれはないか

なお、森林の開発を行う場合は、事前に開発地周辺の地元自治会などに工事の説明を行い、理解を得るよう努めてください。

### 1haを超える開発を行う場合

県の林地開発許可が必要ですが。詳しくは、岐阜県郡上農林事務所森林保全課（☎67・1111）にお問い合わせください。

### なお、太陽光パネルの設置及び、それに関連した森林の伐採をする場合は、面積に関わらず、事前にご相談ください。

### 詳しくは、郡上市ホームページの「各課からのお知らせ」農林水産部林務課「森林の伐採について」をご覧ください。

### 農林水産部林務課

67・2121